# 駐車場法に基づく

路外駐車場設置(変更)の届出に関する様式・記載例等

平成28年7月 札 幌 市

# 

様式1の記	3入要領	•	•	•	•	•	•		2
様式 1	路外駐車場設置(変更)届出書(新設の場合)(参考:面積計算書)		•						3
	路外駐車場設置(変更)届出書(変更の場合)(参考:面積計算書)	•						1	4
様式 2	路外駐車場の届出に関するチェックシート				•	•		1	S
様式3	路外駐車場管理規程届出書				•	•		2	7
様式 4	路外駐車場管理規程変更届出書		•					2	S
様式 5	路外駐車場供用休止届出書		•		•	•		3	1
様式 6	路外駐車場供用再開届出書				•	•		3	3
様式 7	路外駐車場供用廃止届出書		•		•	•		3	5
様式8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 12 ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面	項						3	7
様式 9	公共的施設新設等事前協議書				•	•		3	S
様式10	整備基準チェックリスト				•	•		4	3
様式 1 1	工事完了届出書(参考:整備基準への適合状況が確認できる写真)				•			4	7
様式12	特殊装置設置計画書							5	2

### 路外駐車場設置(変更)届出書の記入要領

1. 「駐車場の名称」 : ○○○パーキング

2. 「駐車場の位置」 : 駐車場の住所

3. 「規模」

・イ「駐車場の区域の面積」

駐車場のために必要な施設の敷地面積。

・ロ「駐車場の用に供する部分の面積」

駐車マス、車路、料金所、管理室、機械室等、駐車場のために必要な施設の総面積。 「駐車の用に供する部分の面積」

駐車マスの面積の合計。(車路等の面積は含まない)

「車路等の面積」

駐車マス以外の駐車場のために必要な施設の総面積

「一般公共の用に供する部分の面積」

時間貸し等、利用者の資格が限定されず、一般公衆の自由な利用に供する部分の面積。 「それ以外の部分の面積」

月極等、特定の顧客のみが利用する、一般公共の用に供する部分以外の面積。

「建築物である部分」

建築基準法に基づく確認申請が必要な建築物内に存在する部分。(屋上等も含む)「建築物でない部分」

建築基準法に基づく確認申請が必要な建築物内に存在しない部分。

#### 4. 「構造」

・イ「建築物である部分」

建築物の階数、構造形式(木造、耐火構造等)、建築面積、避難階段の数を記載する。 なお、路外駐車場が建築物の一部にある場合は、その旨を記載する。(記載例参照)

・ロ「建築物でない部分」

駐車マス及び車路の構造を記載する。

- 5. 「設備」
  - ・イ a欄「特殊の装置の有無」 用いるか否かに応じて「有」又は「無」を記載する。
    - b欄「認定の番号」 特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定番号を記載する。 「特殊の装置の名称」 特殊の装置を用いる場合、商品名、製造者名を記載する。
  - ・ロ「それ以外の設備」 特殊の装置以外の設備を記載する。 (記載例参照)
- 6.「附帯業務のための施設」 路外駐車場の業務に附帯して行う業務を記載する。(記載例参照)
- 7. 「従業員概要」 路外駐車場の管理に従事する人数(事務、附帯業務を含む)を記載する。
- 8. 「供用開始(予定)日」 路外駐車場の営業を開始しようとする日を記載する。
- ※ 変更の届出書は、表題の(変更)を朱で囲み、現在(変更前)の事項を全て黒書きした上で、 変更しようとする事項を朱書きして下さい。

#### 路外駐車場設置(変更)届出書 年 月 日 札幌市長 秋元 克広 様 (駐車場管理者の氏名又は名称及び住所) 駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。 場 1 駐 重 $\mathcal{O}$ 名 称 2 駐 車 場 $\mathcal{O}$ 位 置 駐車場の区域の面積 平方メートル 駐車場の用に供する部 平方メートル 分の面積(A+B+C+D) 3 a 建築物である部分 駐車の用に供する -般公共 四輪車 (注) 平方メートル 部分の面積(A) の用に供 専用 (駐車台数 台) する部分 特定自動二輪 \_\_ 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 規 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル それ以外 平方メートル 四輪車専用 の部分 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車及び特 四輪車 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 模 車路等の面積 (B) 平方メートル b 建築物でない部分 駐車の用に供する 般公共 平方メートル 四輪車専用 部分の面積(C) の用に供 (駐車台数 台) する部分 平方メートル 特定自動二輪 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 平方メートル 小計 それ以外 平方メートル 四輪車専用 の部分 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メー トル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 平方メートル 車路等の面積 (D)

П	駐車の用に供する部分の	の面積の合計	一般公共			平方メートル
	(A+C)	ших	の用に供	四輪車専用	(駐車台数	台)
				特定自動二輪	(MI + II M	平方メートル
3			, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	車専用	(駐車台数	台)
Ŭ				1 3713	(MI + II )	平方メートル
				四輪車及び特	四輪車	1 23 7 1 7 .
規				定自動二輪車	駐車台数	台
//L				併用	特定自動二輪車	Н
					駐車台数	台
				小計	加平口外	平方メートル
			それ以外	/1,1		平方メートル
模			の部分	四輪車専用	(駐車台数	
佟			の部分	特定自動二輪		台) 平方メートル
					(E) + 1 × 1	
				車専用	(駐車台数	<u>台)</u> 平方メートル
					mr +A -+-	平方メートル
				四輪車及び特	四輪里	,
				定自動二輪車 併用	駐車台数	台
				игл	特定自動二輪車	,
					駐車台数	台台
Ш				小計		平方メートル
	イ 建築物である部分					
構造	77.66.11					
但	ロ 建築物でない部分					
	イ a 特殊の装置の有無					
5	特		ı			
	殊 b 特殊の装置に係る	認定の番号				
設	の 駐車場法施行令第 装 15条の規定による	all and all per				
	装 15条の規定による 置 認定の概要	特殊の装置の名称等				
備	ロ それ以外の設備		!			
Ш	I CAUDATE VIRE					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日					
(注	主)					

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

#### 備考

- 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること
- 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分(駐車マス)、車路、料 金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を 記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。 人 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ
- と。
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建 設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

(用紙A4)

路外駐車場設置(変更)届出書 年 月 日 記載例(平面駐車場を新設) 札幌市長 秋元 克広 様 (駐車場管理者の氏名又は名称及び住所) 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇 ○○○ビル 1階 株式会社 ○○○○ 代表取締役 〇〇 〇〇 駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。 ○○○パーキング 名 敷地面積 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇 2 駐 审 場  $\mathcal{D}$ 衍 置 駐車場の区域の面積 1, 623. 25 平方メートル 駐車場の用に供する部 総面積(敷地面積と等しい) **▶** 1, 623. 25 平方メートル 分の面積 (A+B+C+D) a 建築物である部分 平方メートル 駐車の用に供する -般公共 四輪車(注) 3 部分の面積(A) の用に供 専用 (駐車台数 台) 建物内 する部分 特定自動二輪 平方メートル (屋上を含む) 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 規 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 平方メートル 小計 それ以外 平方メートル 四輪車専用 の部分 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 平方メートル 模 車路等の面積(B) b 建築物でない部分 駐車の用に供する 平方メートル 一般公共 579.50 四輪車専用 (駐車台数 部分の面積 (C) の用に供 45 台) 屋外 する部分 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 時間貸し等の駐車台数 平方メートル ・駐車マスの総面積 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 579.50 平方メートル 平方メートル それ以タ 87. 50 四輪車専用 の部分 (駐車台数 7台) 平方メートル 特定自動二輪 車専用 (駐車台数 台) 月極・特定施設利用者専用等の 平方メートル 駐車台数・駐車マスの総面積 四輪車及び特 四輪車 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車マス以外(車路・料金 駐車台数 所・管理室等)の総面積 小計 87.50 平方メートル → 車路等の面積 (D) 956. 25 平方メートル

	駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共		579, 50	平方メートル
	(A+C)	«» Шлд «» Ц П	の用に供		(駐車台数	45 台)
				特定自動二輪	(1)21   11/1/11	平方メートル
3				車専用	(駐車台数	台)
						平方メートル
				四輪車及び特	四輪車	
規				定自動二輪車	駐車台数	台
				併用	特定自動二輪車	
					駐車台数	台
				小計	579. 50	平方メートル
Lette			それ以外の部分	四輪車専用	87.50	平方メートル
模			の部分	特定自動二輪	(駐車台数	7 台) 平方メートル
				特化日期一	(駐車台数	
				平 号 川		台) 平方メートル
				四輪車及び特		十万 / 17/2
				定自動二輪車	駐車台数	台
				併用	特定自動二輪車	н
					駐車台数	台
				小計	87. 50	平方メートル
4 構	建築物である部分					
造口	建築物でない部分	アスファルト舗	i装←ア	スファルト舗装	、砂利敷舗装、コン	クリート舗装なと
rtt-	a 特殊の装置の有無	無				
	b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第	認定の番号				
装置	15条の規定による 認定の概要	特殊の装置の名称等				
備口口	それ以外の設備	照明装置、警報	· 设装置、自	動料金精算機		
6 附	帯業務のための施設	無	先車場、ガ	`ソリンスタンド、	自動車修理、売店	など
7 従	業員概数	2名 ◀ 事	ã務、附帯 -	業務に従事する	る人数を含む	
8 供	用開始(予定)日	平成〇〇年〇月	   ○ ○ 目			

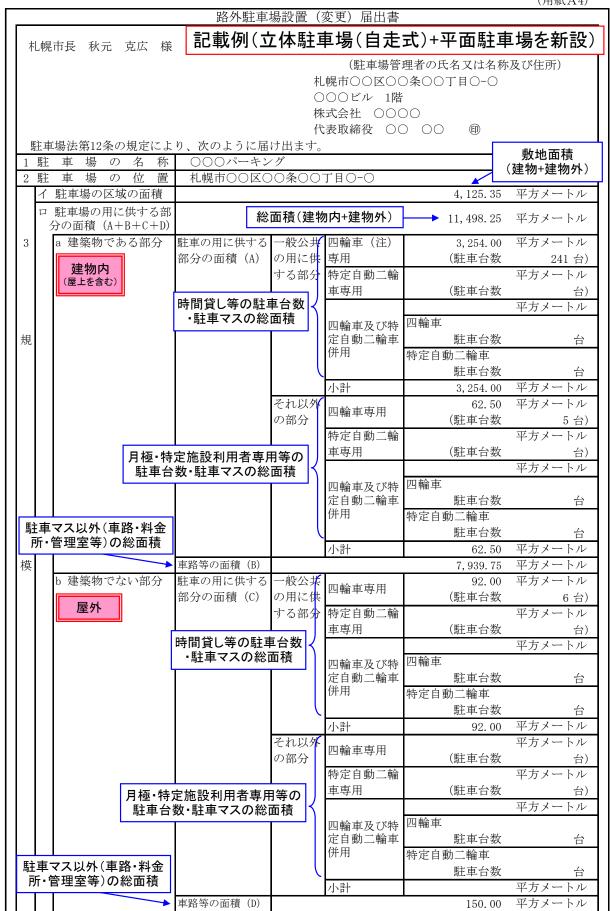
- 備考 - 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。

  - 3の口欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。 3の口欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分(駐車マス)、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
  - 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
  - 五 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する
  - 部分を除いた部分の総面積を記載すること。 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を 記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ

  - 5のイの6欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建 設大臣の認定の番号を記載すること。
  - 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
  - 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
  - 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

# 路外駐車場 面積計算書(例)

駐車場の用に供す る部分の面積(A)	駐耳	画の月	用に供	țする <sup>.</sup>	部分(馬	'ス)の面積(B)	車路等の面積(C) =(A)-(B)				
				3	建築物	でない	部分				
	(幅) (奥行) (台数) (面積)										
	2.5	×	5	×	43	=	537.50				
	3.5	×	6	×	2	=	42.00				
<u>1.623.25</u> m <sup>2</sup>				計	<u>4</u> !	5 台	<u>579.50</u> ㎡	1,623.25 - 667.00			
				それ	以外0	つ部分	•	= <u>956.25</u> m <sup>2</sup>			
	2.5	×	5	×	7	=	87.50				
				合計	<u>52</u>	2 台	<u>667.00</u> ㎡				



	駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共		3, 346. 00	平方メートル
	(A+C)	->ш-үң-> ц н	の用に供	四輪車専用	(駐車台数	247 台)
	(II + O)			特定自動二輪	(811-13)	平方メートル
3			) D HP/3	車専用	(駐車台数	台)
ľ				7 4713	(811-13)	平方メートル
				四輪車及び特	四輪車	1000 100
規				定自動二輪車	駐車台数	台
796				併用	特定自動二輪車	н
					駐車台数	台
				小計	3, 346. 00	
			それ以外		62, 50	
模			の部分	四輪車専用	(駐車台数	5 台)
			1.2 11022	特定自動二輪	(	平方メートル
				車専用	(駐車台数	台)
				+ 17/11	(阿工十口 3人	平方メートル
				四輪車及び特	四輪車	1737
				定自動二輪車	駐車台数	台
				併用	特定自動二輪車	Н
					駐車台数	台
				小計	62. 50	平方メートル
4 構	イ 建築物である部分	鉄骨鉄筋コンク 建築面積7,305.		(地上4階・地 難階段の数:2	- 下1階)のうち地上3	8階~屋上部分
造	ロ 建築物でない部分	アスファルト語	據◆ア	スファルト舗装	、砂利敷舗装、コン	クリート舗装など
5	イ a 特殊の装置の有無 特	無				
設	殊 b 特殊の装置に係る の 駐車場法施行令第	認定の番号				
備	装 15条の規定による 置 認定の概要	特殊の装置の名称等				
T/HI	ロ それ以外の設備	換気装置、照明	装置、警	報装置、消火装	置、放送装置、自動	動料金精算機
6	附帯業務のための施設	無	ー <u>ー</u> 先車場、ガ	ソリンスタンド、	自動車修理、売店	など
7	従業員概数	3名 ◀ 事	事務、附帯	業務に従事すん	る人数を含む	
8	供用開始(予定)日	平成○○年○月				
()	主)	_				

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

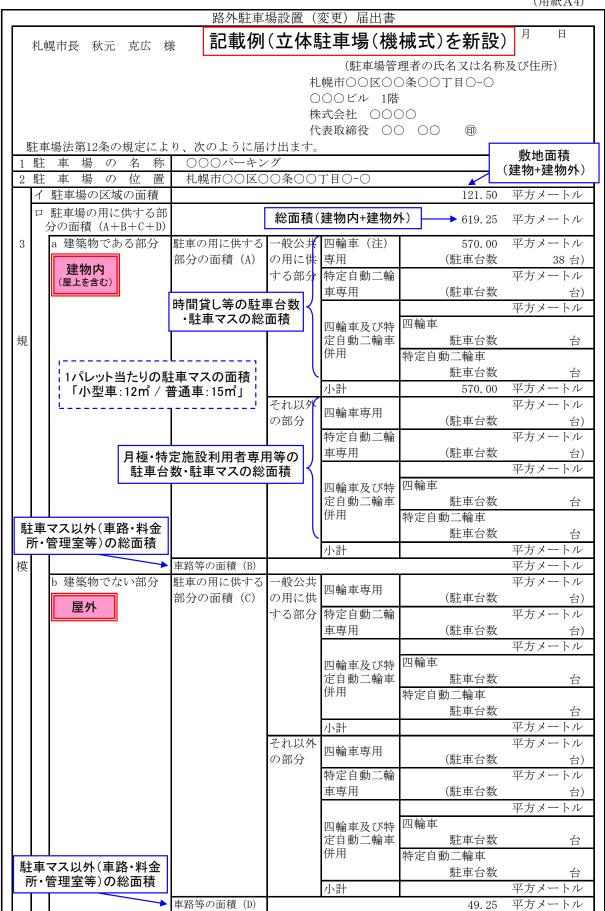
#### 備考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること
- 二 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分(駐車マス)、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建 設大臣の認定の番号を記載すること
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

# 路外駐車場 面積計算書(例)

	駐車場の用に供す 駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積(B)											等の面積(C)	
<u> </u>	部分の面積(A)			- •			整物"				=(	A)-(B)	
									<del>) 마刀</del> 駐車場				
		Т					J /L	<u>-1</u>	<u> </u>	T			
1F	<u>286.35</u> n	1										<u>286.35</u>	m <sup>*</sup>
2F	<b>432.85</b> n	2										420 OE	m <sup>*</sup>
2	<u>432.85</u> n	<u>'</u>										<u>432.85</u>	""
					一般?	公共(	の用に	供する	る部分				
		(	幅)		(奥行	)	(台数)	)	(面積)				
3F	<u>3,476.50</u> n	2	2.5	×	5	×	56	=	700.00				
31	<u>5,470.50</u> 11	'  :	2.5	×	6	×	22	=	330.00		3,476.50	- 1,093.00	
		;	3.5	×	6	×	3	=	63.00		=	<u>2,383.50</u>	m²
						計	<u>81</u>	台	<u>1,093.00</u>	m²			
					一般	公共(	の用に						
		(	幅)		(奥行	)	(台数)						
4-	0.406.01	2	2.5	×	5	×	56	=	700.00				
4F	<u>3,436.81</u> n	'  :	2.5	×	6	×	22	=	330.00		3,436.81	- 1,093.00	
		;	3.5	×	6	×	3	=	63.00		=	<u>2,343.81</u>	mื
						計	<u>81</u>	台	<u>1,093.00</u>	m¹			
	一般公共の用に供する部分												
		(	(幅)		(奥行	)	(台数)	)	(面積)				
			2.5	×	5	×	54	=	675.00				
			2.5	×	6	×	22	=	330.00				
	0.000.74	2	3.5	×	6	×	3	=	63.00				
RF	<u>3,623.74</u> n	וי				計	<u>79</u>	台	1,068.00	m¹	3,623.74	- 1,130.50	
						それ	以外σ	部分			=	<u>2,493.24</u>	m²
			2.5	×	5	×	5	=	62.50				
						計	<u>5</u>	台	<u>62.50</u>	m¹			
					1	合計		台					
					一般:	公共の	の用に	供する	る部分				
						計	<u>241</u>	台	<u>3,254.00</u>	m²	11,256.25	- 3,316.50	
合計	<u>11.256.25</u> n	1				それ	以外σ	部分			=	<u>7,939.75</u>	m <sup>*</sup>
						計	<u>5</u>	台	<u>62.50</u>	m²			
					1	合計	<u>246</u>	台	<u>3,316.50</u>	m²			
						頦	建築物で						
平面駐車場													
									る部分				
			(幅)		(奥行	)	(台数)	)	(面積)				
	<u>242.00</u> n	<sup>2</sup>	2.5	×	5	×	4	=	50.00		242.00	- 92.00	
		;	3.5	×	6	×	2	=	42.00		=	<u>150.00</u>	m²
						計	<u>6</u>	台	<u>92.00</u>	m <sup>²</sup>			

(第2条関係) 様式 1 (用紙A4)



		駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共	四松古古田	570.	00 平方メートル
		(A+C)		の用に供	四輪車専用	(駐車台	
				する部分	特定自動二輪	(m) -t. (	平方メートル
3					車専用	(駐車台	
					m +A + 7 7 84+	四輪車	平方メートル
規					四輪車及び特 定自動二輪車	駐車台	数 台
796					併用	特定自動二輪車	
						駐車台	数 台
					小計	570.	
				それ以外	四輪車専用		平方メートル
模				の部分		(駐車台	
					特定自動二輪 車専用	(E) 古 厶	平方メートル
					<b>半</b>	(駐車台	·数 台) 平方メートル
					四輪車及び特	四輪車	+337
					定自動二輪車	駐車台	数台
					併用	特定自動二輪車	
						駐車台	
					小計		平方メートル
4 構	イ	建築物である部分	鉄骨造タワー 建築面積72.25	m²			
造	口	建築物でない部分	アスファルト舗	談◆・ア	スファルト舗装	、砂利敷舗装、	コンクリート舗装など
5	イ特	a 特殊の装置の有無	有(垂直循環力	式(方向	転換装置組込型	!) )	
2 設	殊の	b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第	認定の番号	特殊駐	車装置認定第〇	)○○号	
備	装置	15条の規定による	特殊の装置の名称等	000	000000	〔製造者:○○○	○(株)
1)用	П	それ以外の設備	換気装置、照明	装置、警	報装置、消火装	置、管理室、待	合室
6	附	帯業務のための施設	無	走車場、ガ	ソリンスタンド、	自動車修理、売	店など
7	従	業員概数	3名 ◆ 事	務、附帯	業務に従事する	る人数を含む	
8	供	用開始(予定)日	平成〇〇年〇月	100目			
( )	主)		ļ				

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

#### 備考

- 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること
- 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分(駐車マス)、車路、料 金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 五 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 六 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を
- 記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。 八 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ
- 九 5のイの b欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建 設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

# 路外駐車場 面積計算書(例)

車場の用に供す 部分の面積(A)	駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積(B)	車路等の面積(C) =(A)-(B)									
機械式立体駐車場											
<u>570.00</u> m <sup>2</sup>	(幅) (奥行) (台数)  (面積)										
<u>370.00</u> 111	普通自動車 15 × 38 = 570.00										
	計 <u>38</u> 台 <u>570.00</u> ㎡										
	建築物でない部分										
	車路等										
<u>49.25</u> m²		<u>49.25</u> m²									

様式1 (用紙A4)

#### 路外駐車場設置((変更)) 届出書 年 月 日 札幌市長 秋元 克広 様 (駐車場管理者の氏名又は名称及び住所) 駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。 場 駐 車 $\mathcal{O}$ 名 称 2 駐 場 $\mathcal{O}$ 位 置 駐車場の区域の面積 平方メートル ロ 駐車場の用に供する部 平方メートル 分の面積 (A+B+C+D) 3 a 建築物である部分 駐車の用に供する -般公共 四輪車 (注) 平方メートル の用に供 専用 部分の面積(A) (駐車台数 台) する部分 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 併用 規 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 平方メートル それ以外 四輪車専用 の部分 (駐車台数 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 車路等の面積 (B) 平方メートル 模 b 建築物でない部分 平方メートル 駐車の用に供する 一般公共 四輪車専用 部分の面積 (C) の用に供 (駐車台数 台) する部分 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 平方メートル 小計 それ以外 平方メートル 四輪車専用 の部分 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 小計 平方メートル 車路等の面積(D) 平方メートル

		駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共	I		平方メートル
		(A+C)	·>Ш\Д •> Ц П	の用に供	四輪車専用	(駐車台数	台)
		(11 + 0)			特定自動二輪	(1917-197)	平方メートル
3				, 3 41.70	車専用	(駐車台数	台)
							平方メートル
					四輪車及び特	四輪車	
規					定自動二輪車	駐車台数	台
					併用	特定自動二輪車	
						駐車台数	台
					小計		平方メートル
				それ以外	四輪車専用		平方メートル
模						(駐車台数	台)
					特定自動二輪		平方メートル
					車専用	(駐車台数	台)
							平方メートル
					四輪車及び特	四輪車	
					定自動二輪車	駐車台数	台
					併用	特定自動二輪車	
						駐車台数	台
					小計		平方メートル
4 構造	イ	建築物である部分					
	П	建築物でない部分					
5	イ特	a 特殊の装置の有無					
設	殊の	b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第	認定の番号				
/#	装置	15条の規定による 認定の概要	特殊の装置の名称等				
備	П	それ以外の設備					
6	附書	帯業務のための施設					
7	— 従 ジ	<b>業員概数</b>					
		用開始(予定)日					
(ž	主)						

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

#### 備考

- 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。
- 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分(駐車マス)、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の総面積を記載すること。
- 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 七 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十一 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場設置((変更)) 届出書

札幌市長 秋元 克広 様

## 記載例(平面駐車場の一部を立体駐車場に変更)

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

札幌市△区△条△丁目△-△△ 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

 $\triangle \triangle \triangle$ ビル 2階 ○○○ビル 1階 株式会社 〇〇〇〇

		代表]	取締役	ž Z	Δ Δ Δ	7	(EI)		代	表取締役 〇(		
ļ	駐車	場法							け出ます。			
1	駐	車	->>•		名 称	_	000パ		-		△△パーキング	
2	駐	車	->>•		位置	. 7	札幌市〇	O N	) 〇条〇〇 <sup>-</sup>	<b>1目0-0</b>		
	_				の面積						2, 952. 25	平方メートル
	1	分の面	<b>請</b> (	A+B	<b>キナる音</b> +C+D					5, 326. 68	2, 952. 25	平方メートル
3		a 建	築物で	である	る部分		車の用に作			四輪車 (注)	1, 212. 50	平方メートル
						部分	分の面積	(A)	の用に供		(駐車台数	97 台)
									する部分	特定自動二輪	(m) t )//	平方メートル
	l									車専用	(駐車台数	台)
	Ш	変	更前の	の情	報は全	と七部	是入。(黒	字)			m ±A ±	平方メートル
規	Ш	•変	更後	の情	報は変	更包	<b>箇所のみ</b>	記入。	(赤字)	四輪車及び特 定自動二輪車	四輪車 駐車台数	台
	Ш	(記	入方	法は	. 設置	曲(到	新設)を参	<b>参昭</b> 。	\	併用	特定自動二輪車	
	4	(HO	, ,,,,,	_,	<b>,</b>	<b>'T'</b> \''	I/I II/ С 3	<i>&gt;</i> 71110			駐車台数	台
									7 1- NIL	小計	1, 212. 50	平方メートル
									それ以外 の部分	四輪車専用	(駐車台数	平方メートル 台)
										特定自動二輪	(m) t )//	平方メートル
										車専用	(駐車台数	台)
											m 松 古	平方メートル
										四輪車及び特 定自動二輪車	四輪車 駐車台数	台
										併用	特定自動二輪車	
											駐車台数	台
T-H-T						±:n	bk o Ta	F (D)		小計	0.500.45	平方メートル
模		1. Z=1·	给 #~~	75. F3.1	部分		路等の面積		. 6几 八 44-		2, 563. 45	平方メートル 平方メートル
		D Æ	架物	CVLV	'部分		車の用に( 分の面積		の用に供	四輪車専用	242.00842.00(駐車台数	18 66 台)
									する部分	特定自動二輪		平方メートル
										車専用	(駐車台数	台)
											and the La	平方メートル
										四輪車及び特		
										定自動二輪車 併用	駐車台数	台
										נדל וע	特定自動二輪車 駐車台数	/>
										 小計	<u>紅里日数</u> 242.00 842.00	<u>台</u> 平方メートル
									それ以外		250. 00 125. 00	平方メートル
									の部分	四輪車専用	(駐車台数	20 10 台)
										特定自動二輪	(=> , , ,	平方メートル
										車専用	(駐車台数	台)
											m #A #	平方メートル
										四輪車及び特 定自動二輪車	四輪車 駐車台数	台
										併用	特定自動二輪車	
											駐車台数	台
										小計	<b>250.</b> 00 125. 00	平方メートル
						車路	格等の面積	(D)			1, 058. 73 1, 985. 25	平方メートル

	駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共		1, 454. 50 842. 00	) 平方メートル
	(A+C)		の用に供	四輪車専用	(駐車台数	· 115 66 台)
			する部分	特定自動二輪		平方メートル
3				車専用	(駐車台数	
						平方メートル
ᄺ				四輪車及び特	四輪車	·
規				定自動二輪車 併用	駐車台数 特定自動二輪車	台
				D1714	付た日勤   無単   駐車台数	台
				小計	1, 454. 50 842. 00	
			それ以外		250, 00 125, 00	
模			の部分	四輪車専用	(駐車台数	· 20 10 台)
				特定自動二輪		平方メートル
				車専用	(駐車台数	
						平方メートル
				四輪車及び特	四輪車	· .
				定自動二輪車 併用	駐車台数 特定自動二輪車	台
				01713	村足日勤二輪早   駐車台数	台
				小計	250. 00 125. 00	
構造	イ 建築物である部分	鉄骨造(地上 2 建築面積 1, 258 アスファルト舗	. 65 ㎡ 避	産難階段の数:	1	
	ロ 建築物でない部分					
5	イ a 特殊の装置の有無 特	無				
設	殊 b 特殊の装置に係る の 駐車場法施行令第	認定の番号				
	装 15条の規定による 置 認定の概要	特殊の装置の名称等				
	ロ それ以外の設備	照明装置、警報 換気装置、照明			置、放送装置、自	動料金精算機
6	附帯業務のための施設	無				
7 -	従業員概数	2名			3名	
	供用開始(予定)日	平成○○年○月			平成△△年△△月	

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

- 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 3のイ欄の「駐車場の区域の面積」欄においては、駐車場の敷地面積を記載すること。 3の口欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の敷地面積を記載すること。 金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積を記載すること。
- 3の口の a 欄及び b 欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の総面積を記載すること。
- 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の総面積を記載すること
- 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ 八
- 九 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 十 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十二 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

# 路外駐車場 面積計算書(参考資料)

				3	变更前				开口、	-			変更後	<b>€</b>		
					~~		建築物	であ	る部分					~		
							自走式	立体	駐車場	<u></u>						
		駐車	場の	用に供	する部分	かる	積(A)			駐車	場の	用に信	共する	部分の	D面積(A)	
							0.00	m²							1,258.65	m <sup>†</sup>
	馬主国	車の用	に供	する部	3分(駐車	マス)	<u></u> の面積(B		駐車	の用	に供	する音	8分(馬	注車マ	 ス)の面積(E	
					用に供す									<u></u> 供する		
1F		×	7,54	×	=		0.00		2.5	×	5	×	30	=	375.00	
				計	<u>0</u> 台		0.00	m²	2.0		Ū	計		) 台	375.00	m <sup>*</sup>
		#	吸生		<u>u</u> 責(C)=(					#	吸坐				373.00 ) — (B)	<u>, 111</u>
		- +	- 따 寸	の通り	貝( <b>し</b> ) 一 (	A) —	0.00	m²		- +	一四寸	(7) 画/	「貝(U)	- (A)	883.65	m <sup>*</sup>
		駐市	性の	田二什	せる部分	<u> </u>		111		駐市	i 提の	田1-1	# オス	部分の	<u>883.03</u> D面積(A)	111
		尚工 <del>中</del>	・物リ	лі⊂⊬	t 9 @ pp 7.	」	<u>0.00</u>	m²		尚工 <del>工</del>	上勿り	<b>用に</b>	<del>**</del> 9	ט נליום	<u>7画領(A)</u> 1,258.65	m²
	<b>康</b> 宁 百	まか田	11-14	ナス立	(人) (野市	フフ)	<u>0.00</u> の面積(B		E ት 급	T OF	11-14	古る立	17 <b>ノ</b> ン / 日	計古つ	<u>1,236.63</u> ス)の面積(E	
	<b>尚土</b> 与				別に供す			)	<b>為土</b> 年					<del>は早く</del> 供する		<b>)</b>
2F			一万文:													
		×		×	=	=	0.00		2.5	×	5	×	32	=	400.00	
			_, ,	計	0 台		0.00	m				計		2 台	400.00	<u>)</u> m²
		車	路等	の面積	責(C)=(	A) —				耳	路等	の面	槓(C)	=(A)	)-(B)	
							0.00	m							<u>858.65</u>	m <sup>*</sup>
		駐車	場の	用に供	せる部分	かる		•		駐車	場の	用に信	共する	部分の	D面積(A)	
							0.00								<u>1.258.65</u>	
	駐車						の面積(B	)	駐車						ス)の面積(E	3)
RF			一般:	公共の	用に供す	トる部	分				一般	公共0	り用に	供する	6部分	
KE		×		×	=	=	0.00		2.5	×	5	×	35	=	437.50	
				計	<u>0</u> 台		0.00	m²				計	<u>35</u>	<u>5</u> 台	<u>437.50</u>	m <sup>*</sup>
		車	路等	の面積	責(C)=(	A) —	(B)			車	路等	の面	積(C)	=(A)	)-(B)	
							<u>0.00</u>	m²							<u>821.15</u>	m²
		駐車	場の	用に供	はする部分	かる	積(A)			駐車	場の	用に信	共する	部分の	D面積(A)	
							0.00	m̈							<u>3,775.95</u>	m
	駐耳	車の用	に供	する部	3分(駐車	マス)	の面積(B	)	駐車	■の用	に供	する部	部分(馬	注車マ	ス)の面積(E	3)
合計			一般:	公共の	用に供す	ける部	分				一般	公共0	の用に	供する	部分	
				計	<u>0</u> 台		0.00	m²				計	97	7 台	<u>1,212.50</u>	m <sup>*</sup>
		車	路等		責(C)=(		(B)			車	路等			=(A)		
							0.00	m²							<u>2,563.45</u>	m <sup>*</sup>
							建築物	でなし	ハ部分							
							平面	駐車	場							
		駐車	場の	用に供	はする部分	面の行	積(A)			駐車	場の	用に	<u> 共す</u> る	部分の	D面積(A)	
							2,952.25	m							<u>1,550.73</u>	m²
	駐	車の用	に供	する部	3分(駐車	マス)	の面積(B	)	駐車	の用	に供	<u>する</u> 部	8分(馬	注車マ	ス)の面積(E	3)
			一般:	公共の	用に供す	る部	 3分				一般	公共の	カ用に	供する	部分	
	2.5	×	5	×	64 =	=	800.00		2.5	×	5	×	16	=	200.00	
	3.5	×	6	×	2 =	=	42.00		3.5	×	6	×	2	=	42.00	
	5.0		-	計	_ <u>66</u> 台		842.00	m²	5		_	計		3 台	242.00	m²
					<u>00</u> 日 以外の部		<u>572.00</u>							2 口 D部分	<u> </u>	
	0.5		E				105.00		0.5		E				050.00	
	2.5	×	5	× =1	10 =		125.00	2	2.5	×	5	× =1	20	=	250.00	. 2
				計	<u>10</u> 台		<u>125.00</u>					計		<u>)</u> 台	<u>250.00</u>	
				合計	<u>76</u> 台		967.00	m				合計		3台	492.00	m <sup>*</sup>
		車	路等	の面積	責(C)=(	A) —				車	路等	の面	槓(C)	=(A)	) – (B)	_
							<u>1.985.25</u>	m							<u>1,058.73</u>	m¹

# 路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐車場名:					
駐車場住所 :					
駐車場種別 :	□ 建築物	⇒ (	□ 附置義務駐車施設		)
	□ 建築物以外	⇒ (	□ 附置義務駐車施設	□ 特定路外駐車場	)

## 1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置(変更)	□有	□有	変更の場合は、変更箇所を赤書
	届出書(様式1)	□無	□無	
2	駐車場施設の概要	□有	□有	面積計算書、構造等(建築物の場合)
		□無	□無	
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図	□有	□有	周辺の学校等主要施設を明示
	(縮尺1/10,000以上)	□無	□無	
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図	□有	□有	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、
	(縮尺1/200以上)	□無	□無	車路、施行令第7条第1項に規定する部分等
5	通行標識•路面表示、	□有	□有	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
	案内看板等 の図面	□無	□無	
6	各階の平面図	□有		屈曲部には回転軌跡を表示
	(縮尺1/200以上)	□無		
7	立面図 (2面以上)	□有		
	(縮尺1/200以上)	□無		
8	断面図 (2面以上)	□有		
	(縮尺1/200以上)	□無		
9	避難階段又はそれに代	□有		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定
	わる施設を示したもの	□無		を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画	□有		給油所その他火災の危険のある施設を附置
	したことを示したもの	□無		する場合のみ
11	換気風量が計算された	□有		自然換気の場合は、開口部の面積の割合を示
	もの(各階ごと)	□無		したもの
12	照明の照度分布が示さ	□有		屋上についても必要
	れたもの(各階ごと)	□無		

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び	□有	□有	特殊装置を用いる場合のみ
	仕様書又は全体組立図	□無	□無	(機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	□有		
		□無		
15	附置義務駐車施設設	□有	□有	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
	置届出書の写し	□無	□無	
16	路外駐車場設置(変更) 届出書に添付する書面		□有	特定路外駐車場のみ
	(様式8)		□無	
17	公共的施設新設等事前 協議書(様式9)及び	建築指導部	□有	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が
	整備基準チェックリスト (様式10)	〜提出	□無	1,000㎡以上の場合のみ (札幌市福祉のまちづくり条例に基づく)

#### 2. 構造基準(駐車場法)

		道路 交差点及びその側端から5m以内の部分 (国土交通大臣が 認めるものを除く) [			チュ	ニック	備考	
			軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急	な坂		□適	□否	
			トンネル		(国土交通大臣が	□適	□否	
		交	交差点及びその側端から5m以内の部分		認めるものを除く)	□適	□否	
			道路の曲り角から5m以内の部分	□適	口否			
	<b>≑</b> ль		横断歩道又は自転車横断帯の前後	□適	□否			
7   [	設置が	4 条	安全地帯の左側及びその前後の側域	□適	口否			
	禁止		軌道車の停留所及びバス停から前後	□適	口否			
施行会	され		踏切の前後の側端からそれぞれ前後	□適	口否			
令第7条	てい	横跳	・ 所歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇	□適	口否			
	る箇所	体 イ の は (「 を ( て ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	推園、小学校、盲学校、聾学校、養護等 ド自由児通園施設、情緒障害児短期消 出入口から20m以内の部分 ほ道に柵が設けられた道路」や「歩道が 夏の方向別に分離されている道路」以 バその左右20m以内の部分を含む)	□適	□否			
		橋		(国土交通大臣	が認めるものを除く)	□適	口否	
		幅貞	員6m未満の道路又は縦断勾配が10%	□適	□否			

	項 目 (手引き P12~P15、P17~25)								
出「前面道路が2以上ある場合」自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く) □ 適 □ 否 「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」出口と入口とを分離し、その間隔を10m以									
_   駐車マスの		計が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、そ 分離帯等により車線が往復の方向別に分離されてい	□適	□否					
令以上とする	回転を	と容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取総	泉の長さを 1.5m	□適	□否				
7 「出口のみ」 条 て、道路の「	第 7 「出口のみ」敷地境界から2m(二輪1.3m)後退した車路の中心線1.4mの高さにおい								
	車		2.75m以上 (二輪1.75m)	□適	□否				
	路の帽	上記に掲げる以外の一方通行	3.5m以上 (二輪2.25m)	□適	□否				
	員		5.5m以上 (二輪3.5m)	□適	□否				
車路(北京の第0名)		大臣認定特殊装置の使用部分(施行令第8~149	条適用外)	□有	□無				
(施行令第8条)		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径	5.0m以上 (二輪3.0m)	□適	□否				
		車路の縦断勾配	17%以下	□適	口否				
		車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げ	る	□適	□否				
		車路のはり下の高さが一番低い部分	2.3m以上	□適	□否				
駐車マス (施行令第9条)	築	財事マスのはNTの言さが、妥低い如八	2.1m以上	□適	□否				
避難階段 (施行令第10条	物	「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」 避難階	段等を設ける	□適	□否				
防火区画 (施行令第11条	(D)	「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区	画等を設ける	□適	□否				
換気装置	み	内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置	10 回/時以上						
(施行令第12条	)	換気に有効な開口部の面積	床面積の 1/10以上	□適	□否				
照明装置		車路の路面に必要な照度	10 ルクス以上	□適	□否				
(施行令第13条	)	駐車マスの路面に必要な照度	2 ルクス以上	□適	□否				
警報装置 (施行令第14条	)	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため 装置を設ける	かに必要な警報	□適	□否				
	大	豆認定特殊装置の使用部分(施行令第8~14条適)	用外)	□有	□無				
特殊装置 (施行令第15条	二段方式	し、又はターンテーブルを設けることが出来る空地の設置	幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	□適	□否				
	式は除く	特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場	幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	□適	□否				
供用時間等の (施行令第17		利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金	の額を明示する	□適	□否				

#### 3. 構造基準(バリアフリー新法)

			項	頁 目(手引き	P16)		チュ	ニック	備考
	車いす使用者用駐車マスの数(二輪を除く) 1台分り					1台分以上	□適	□否	
車いす使用者	車V	する	吏用者用	駐車マスの幅	Î	350cm以上	□適	□否	
用駐車マス	車V	する	吏用者用	駐車マスであ	ることの表示		□適	□否	
	移動等円滑化経路(次項)の長さができるだけ短くなる位置に設ける						□適	□否	
	次の	り基準	#を満た	した移動等円	滑化経路を1以上設け	·S	□適	□否	
		出入口の幅 80cm以上				□適	□否		
		経路の幅 120cm以上					□適	□否	
Chart I belo III		車V	<b>ゝすの転回に支障がない場所の設置</b>			50m以内ごと	□適	口否	
移動等円 滑化経路	400	経路	各上に段	または傾斜路	(勾配が1/20を超える)	)部分	口有	□無	
(高齢者や障が	経路	段	佰台	斜路の幅	段に代わる傾斜路	啓 120cm以上	· □ 谪	口否	
い者等が道路等 まで円滑に移動	基	傾	197	対ではマンド田	段に併設する傾斜路 90cm以上				
できる経路)	準	斜路	佰全	路の勾配	高さが16cmを超え	さ 1/12以下	· □ 適	□否	
		があ	1950年	LTED V J FANDE	高さが16cm以下	1/8以下			
		める場		各の手すりが 要な箇所	・勾配1/12超 ・高さ16cm超		□適	□否	
		合	踊場		2の場合」 高さ75cm以 D踊場を設ける	内ごとに、踏幅	□適	□否	

#### 4. 管理規程

	項 目 (関係法令等 P8 / 手引き P7)	チェ	チェック		
駐車料金 (施行令第16条)	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない	□適	□否		
	不当な差別的取扱となる額でない	□適	口否		
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である	□適	□否		
	路外駐車場の名称	□有	□無		
	路外駐車場管理者の氏名、住所	□有	□無		
記載項目	供用時間(休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻)	□有	□無		
(法第13条) (施行令第16条)	駐車料金(確定額)	□有	□無		
(施行規則第3·4 条)	供用契約に関する事項 (自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要)	□有	□無		
	駐車場の構造上駐車することができない自動車	□有	□無		
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要	□有	□無		

## 路外駐車場の届出に関するチェックシート

 駐車場名:
 ○○○パーキング

 駐車場住所:
 札幌市○○区○○条○○丁目○一○

 駐車場種別:
 ■ 建築物
 ⇒ ( □ 附置義務駐車施設 )

□ 特定路外駐車場

)

□ 建築物以外 ⇒ ( □ 附置義務駐車施設

#### 1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置(変更)	■有	□有	変更の場合は、変更箇所を赤書
	届出書(様式1)	□無	□無	
2	駐車場施設の概要	■有	□有	面積計算書、構造等(建築物の場合)
		□無	□無	
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図	■有	□有	周辺の学校等主要施設を明示
	(縮尺1/10,000以上)	□無	□無	
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図	■有	□有	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、
	(縮尺1/200以上)	□無	□無	車路、施行令第7条第1項に規定する部分等
5	通行標識•路面表示、	■有	□有	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
	案内看板等 の図面	□無	□無	
6	各階の平面図	■有		屈曲部には回転軌跡を表示
	(縮尺1/200以上)	□無		するチェックボックスに
7	立面図 (2面以上)	■有	有1	色またはレ点を記入
	(縮尺1/200以上)	□無		
8	断面図 (2面以上)	■ 有		
	(縮尺1/200以上)	□無		
9	避難階段又はそれに代	■有		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定
	わる施設を示したもの	□無		を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画	□有		給油所その他火災の危険のある施設を附置
	したことを示したもの	■ 無		する場合のみ
11	換気風量が計算された	■有		自然換気の場合は、開口部の面積の割合を示
	もの(各階ごと)	□無		したもの
12	照明の照度分布が示さ	■有		屋上についても必要
	れたもの(各階ごと)	□無		

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び	□有	□有	特殊装置を用いる場合のみ
	仕様書又は全体組立図	■ 無	□無	(機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	■有		
		□無		
15	附置義務駐車施設設	□有	□有	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
	置届出書の写し	□無	□無	
16	路外駐車場設置(変更) 届出書に添付する書面		□有	特定路外駐車場のみ
	(様式8)		□無	
17	公共的施設新設等事前 協議書(様式9)及び	建築指導部	□有	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が
	整備基準チェックリスト (様式10)	〜提出	□無	1,000㎡以上の場合のみ (札幌市福祉のまちづくり条例に基づく)

#### 2. 構造基準(駐車場法)

備考欄に、基準に適合していることを 確認 出来る図面番号等を記入

			項 目 (手引き P	11~P12)		F:	ェック	備考
			軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急	な坂		■適	□否	平面図
		道	トンネル		(国土交通大臣が	■適	□否	平面図
		路交叉	交差点及びその側端から5m以内の	部分	認めるものを除く)	■適	□否	平面図
		通法	道路の曲り角から5m以内の部分	■適	□否	平面図		
	<b>≑</b> Ль	(第 4	横断歩道又は自転車横断帯の前後	の側端から前後に	5m以内の部分	■適	□否	平面図
出入	設置が	4 条	安全地帯の左側及びその前後の側が	■適	□否	平面図		
	禁止		軌道車の停留所及びバス停から前後	後に10m以内の部分	分	■適	□否	平面図
施行会	され		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				□否	平面図
令 第 7	てい	横跳	・ 所歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇	■適	□否	平面図		
	る箇所	体 イ の は (「 り ( て ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	推園、小学校、盲学校、聾学校、養護学科、養護等をはまた。 で自由児通園施設、情緒障害児短期が 出入口から20m以内の部分 歩道に柵が設けられた道路」や「歩道な 夏の方向別に分離されている道路」以 がその左右20m以内の部分を含む)	■適	□否	平面図		
		橋		■適	口否	平面図		
		幅貞	員6m未満の道路又は縦断勾配が10%		■適	□否	平面図	

		チ	エック	備考					
出 「前面道路が2以上ある場合」自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く) □ 適 □ 否 「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」出口と入口とを分離し、その間隔を10m以									
山(施			が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、そ 分離帯等により車線が往復の方向別に分離されてい	□適	□否	適用外			
行令	「自動車の回 以上とする	転を	容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取れ	泉の長さを 1.5m	□適	□否	適用外		
第7条)	て、道路の中	心絲	也境界から2m(二輪1.3m)後退した車路の中心線1. 線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲できるようにする		■適	□否	平面図		
	車	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行 2.75m以 (二輪1.7		■適	□否	平面図			
	路の幅	上記に掲げる以外の一方通行	3.5m以上 (二輪2.25m)	■適	□否	平面図			
		員	相互通行	5.5m以上 (二輪3.5m)	■適	□否	平面図		
( <del>t/.</del>	車路		大臣認定特殊装置の使用部分 (施行令第8~14	条適用外)	口有	■無			
(施行令第8条)	1177 第8余)		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径	5.0m以上 (二輪3.0m)	■適	□否	平面図		
			車路の縦断勾配	17%以下	■適	□否	平面図		
			車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げ	る	■適	□否	概要		
		建	車路のはり下の高さが一番低い部分 2.3m以上		■適	□否	立面図		
(施	駐車マス 百行令第9条)	築	駐車マスのはり下の高さが一番低い部分	2.1m以上	■適	□否	立面図		
	避難階段 行令第10条)	物	「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」避難降	皆段等を設ける	□適	□否	平面図		
	防火区画 行令第11条)	の	「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区	画等を設ける	□適	□否	適用外		
	換気装置	み	内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置	10 回/時以上	- \-\-\-		換気		
	行令第12条)		換気に有効な開口部の面積	床面積の 1/10以上	■ 適	□否	計算書		
	照明装置		車路の路面に必要な照度	10 ルクス以上	■適	□否	照度 分布図		
(施	行令第13条)		駐車マスの路面に必要な照度	2 ルクス以上	■適	□否	照度 分布図		
	警報装置 行令第14条)		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するたと 装置を設ける	めに必要な警報	□適	□否	適用外		
		大日	E認定特殊装置の使用部分 (施行令第8~14条適	用外)	□有	■無			
特殊装置 (施行令第15条)		二段方式	特殊装置と道路の間に、自動車2台以上を停留 し、又はターンテーブルを設けることが出来る空 地の設置	幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	□適	□否	適用外		
	式は除く	特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合、特殊装置の入口と道路の間に、自動車1台以上を停留することが出来る空地の設置	幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	□適	□否	適用外			
	用時間等の明 施行令第17条		利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金	の額を明示する	■適	□否	案内図		

#### 3. 構造基準(バリアフリー新法)

			項	頁 目(手引き	P16)		チュ	<u>-ック</u>	備考			
	車いす使用者用駐車マスの数(二輪を除く) 1台分以上						■適	□否	平面図			
車いす使用者	車レ	すほ	<b></b>	駐車マスの幅	i	350cm以上	■適	□否	平面図			
用駐車マス	車レ	すほ	<b></b>	駐車マスであ	ることの表示		■適	□否	標識図			
	移重	助等日	月滑化経	路(次項)の長	長さができるだけ短くな	る位置に設ける	■適	□否	平面図			
	次の	基準	生を満た!	した移動等円	滑化経路を1以上設け	-S	■適	□否	平面図			
		出入	出入口の幅			80cm以上	■適	□否	平面図			
		経路	め幅			120cm以上	■適	□否	平面図			
ch cl bh		車レ゙	車いすの転回に支障がない場所の設			50m以内ごと	■適	□否	平面図			
移動等円 滑化経路	/orr	経路上に段または傾斜路(勾配が1/20を超える)部分				□有	■無					
(高齢者や障が	経路	段	傾斜路の幅		段に代わる傾斜路 120cm以上		□適	□ 否	適用外			
い者等が道路等 まで円滑に移動	の基	(4)			段に併設する傾斜路 90cm以上				適用が			
できる経路)	準	斜路	佰釗	路の勾配	高さが16cmを超え	さ 1/12以下	□適	□否	適用外			
		が	1997/17	TET V Z CYTEL	高さが16cm以下 1/8以下			□ '亩'	毎ハ17			
		ある場		各の手すりが 要な箇所	・勾配1/12超 ・高さ16cm超		□適	□否	適用外			
					合		踊場		【の場合」 高さ75cm以 )踊場を設ける	【内ごとに、踏幅	□適	□否

## 4. 管理規程

項 目 (関係法令等 P8 / 手引き P7)		チェック		備考
駐車料金 (施行令第16条)	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない	■適	□否	
	不当な差別的取扱となる額でない	■適	□否	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である	■適	□否	
記載項目 (法第13条) (施行令第16条) (施行規則第3·4 条)	路外駐車場の名称	■有	□無	
	路外駐車場管理者の氏名、住所	■有	□無	
	供用時間(休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻)	■有	□無	
	駐車料金(確定額)	■有	□無	
	供用契約に関する事項 (自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要)	■有	□無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車	■有	□無	
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要	□有	□無	適用外

※ 新設の場合様式3

## 路外駐車場管理規程届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

駐車場法第13条の規定により、別添のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

(管理規程を添付する。)

## 路外駐車場管理規程届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

札幌市○○区○○条○○丁目○○-○○ ○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 即

駐車場法第13条の規定により、別添のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

(管理規程を添付する。)

※ 変更の場合 様式4

## 路外駐車場管理規程変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

駐車場法第13条の規定により、次のとおり路外駐車場管理規程の変更を届け出ます。

駐車場の名称	
設置届出年月日	
及び番号	
管理規定	
変更年月日	
	新
亦	
変更内容	旧
※この欄に記入せ	
ず、新旧の管理規	
程を添付すること	
でも構いません	

## 路外駐車場管理規程変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇 ○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

駐車場法第13条の規定により、次のとおり路外駐車場管理規程の変更を届け出ます。

駐車場の名称 設置届出年月日 及び番号	○○パーキング 平成○○年○月○○日	札〇〇第〇〇〇号	新設した当初の設置届の番号等を記入
管理規定 変更年月日	平成○○年○月○○日		新しい管理規定の内容が 適用される年月日を記入
	新 変更後の条文を記載。		
変更内容	旧	変更点が多い場合は、「 変更前及び変更後の管理	1
※この欄に記入せず、新旧の管理規程を添付することでも構いません	変更前の条文を記載。		

## 路外駐車場供用休止届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

次の駐車場の供用を休止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の名称	
設置場所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
休止の年月日	
休 止 部 分	
備   考	

※ 一部を休止する場合は、休止部分を明示した図面を添付してください。

様式5

## 路外駐車場供用休止届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

札幌市○○区○○条○○丁目○○-○○ ○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

次の駐車場の供用を休止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の名称	○○○パーキング 新設した当初の設置届 の番号等を記入
設置場所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
設置届出年月日 及 び 番 号	平成〇〇年〇月〇〇日 札〇〇第〇〇〇号
休止の年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
休 止 部 分	全部
備   考	

<sup>※</sup> 一部を休止する場合は、休止部分を明示した図面を添付してください。

## 路外駐車場供用再開届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

次の駐車場の供用を再開したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の名称	
設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
再開の年月日	
再開部分	
備   考	

※ 一部を再開する場合は、再開部分を明示した図面を添付してください。

様式6

## 路外駐車場供用再開届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

札幌市○○区○○条○○丁目○○-○○ ○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 @

次の駐車場の供用を再開したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の名称	○○○パーキング	新設した当初の設置届 の番号等を記入
設置場所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇	
設置届出年月日 及 び 番 号	平成○○年○月○○日 札○○第○○○号	
再開の年月日	平成○○年○月○○日	
再 開 部 分	全部	
備   考	休止年月日:平成〇〇年〇月〇〇日(全部)	

※ 一部を再開する場合は、再開部分を明示した図面を添付してください。

# 路外駐車場供用廃止届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

次の駐車場の供用を廃止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の名称	
設 置 場 所	
設置届出年月日 及 び 番 号	
廃止の年月日	
備   考	

様式7

## 路外駐車場供用廃止届出書

平成 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

路外駐車場管理者の住所及び氏名(名称)

札幌市○○区○○条○○丁目○○-○○ ○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

次の駐車場の供用を廃止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の	2名称	○○○パーキング	新設した当初の設置届 の番号等を記入
設置	揚 所	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇	
設置届出4		平成○○年○月○○日 札○○第○○○号	
廃止の年	月 日	平成○○年○月○○日	
備	考		

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、 路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

	路外	<b>外駐車場車いす使用者用駐車</b>	施設台	
必移	路外	外駐車場移動等円滑化経路の	傾斜路の勾配のコ	最大値
要動な等		イ 特殊の装置の有無		
構 円造 滑	特	ロ 特殊の装置に係る	認定の番号	
及化びの	殊	移動等円滑化のため に必要な特定路外駐	特殊の装置	
設た	0)	車場の構造及び設備	の名称等	
備めに	装	に関する基準を定め る省令(平成 18 年国		
, -	置	土交通省令第 112 号)		
		第4条の認定による の概要		

#### 備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、 変更しようとする事項を朱書する こと。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称 (商品名)、製造者名を記載すること。

様式8

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、 路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

路外駐車場車いす使用者用駐車施設 <u>3</u> 台 路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 2%	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
必移   始外紅甲場移動寺門預化経路の関新路の勾配の取入値 <u>2 76  </u>	
要 動 な 等 イ 特殊の装置の有無 無	
#	

#### 備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書する こと。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称 (商品名)、製造者名を記載すること。

正

## 公共的施設新設等事前協議書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を 次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共	<b>共的</b>	色設	の名ま	东										
公共	的施	設 0	)所在:	也										
エ	事	の	種 別											
:	規	模	等	駐	車の月	用に供する	面積				r	n²		
				そ	の他の	の用に供す	る面積	責			r	n²		
工:	事 予	定。	年月 日	着手	1				完了					
		,	住 所											
設	計者		氏 名	(担	.当者						Tel			)
*	部	長	課長	係	長	係		協議	結 果		5	受 付	印	
処理欄	部	長	課步	条係	長	係	平成 口 口	年 月 整備基準に 指導・助言	_適合	∃				
们和								勧 告			平成	年	月	日
											通知	第		号

副

## 公共的施設新設等事前協議書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を 次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共	<b>长的</b>	施設の名称								
公共	的施	設の所在地								
工	事	の 種 別								
,	規	模 等	駐車	この用に供する面積			r	n²		
			その	他の用に供する面積			r	n²		
エ:	事 予	定年月日	着手		完了					
		住 所								
設;	計者	氏 名	(担)	省者			Tel			)
*		札幌市福祉の	まちつ	<b>うくり条例に基づく整備基準に</b> 近	適合し	ている	Š	乏 付	印	
協		ことを確認し	ました	こので通知します。なお、工事気	它了後述	速やか				
議の		に工事完了届	(写真	[添付)を提出して下さい。						
結果		札幌市福祉の	まちつ	<b>ぶくり条例に基づく整備基準に</b> 近	商合し	ていな				
<b>*</b>		いので、不通	百合箇月	fについて、必要な措置を講ずる	るよう	努めて	平成	年	月	日
		下さい。					通知	第		号

## 記 載 例

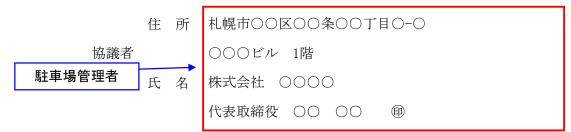
様式9

正

#### 公共的施設新設等事前協議書

年 月 日

札幌市長



札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を 次のとおり関係書類を添えて協議します。

公⇒	<b></b>	包設	の名称	; 0	○○○パーキング									
公共	<b></b> 的 施	設 (	の所在地	也札	札幌市○○区○○条○○丁目○-○									
エ	事	の	種 別	新	設			-	新	設 or 3	更更			
;	規	模	等	駐	車の月	用に供する	面積	駐車マ	ス	667	7.00	m²	<b>-</b> 1 년	あ ム
				そ	の他の	の用に供す	る面積	車路等	等	956	6. 25	加 m²	式1と	金百
工:	事 予	定	年月日	着目	=	平成23	年5月10日	3	完了		平成23	8年6月1	10日	
		,	住所	札	幌市△		条△△丁	目 △ - △	$\triangle \angle$	∆△ビル	5階			
設	計者		гт. <i>Б</i>	株	式会社	±	.△ 代	表取締役	t $\triangle$		<u> </u>	)		
			氏 名	(担	当者	△△部△	△課	$\triangle \triangle$			Tel C	)11-999	9999	)
*	部	長	課長	係	長	係	技	協議	洁 果	1		受 付	印	
処							平成	年 月		日				
理							□整	:備基準に	適合					
欄	部	長	課長	係	長	係	□指	導・助言	Î					
们則							□ 勧	告			平成	年	月	日
											通知	印第		号

副

様式9

#### 公共的施設新設等事前協議書

年 月 日

札幌市長

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

協議者 ○○○ビル 1階

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の内容を 次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共	<b>共的</b>	施設の名称	○○○パーキング					
公共	的施	設の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇					
工	事	の 種 別	新設					
:	規	模 等	駐車の用に供する面積 667.00 m <sup>2</sup>					
			その他の用に供する面積 956.25 m <sup>2</sup>					
工:	事 予	定年月日	着手 平成23年5月10日 完了 平成23年6月10日					
		住 所	札幌市△△区△△条△△丁目△-△ △△△ビル 5階					
設	計者	氏 名	株式会社 △△△△ 代表取締役 △△ △△ ⑩					
		八石	(担当者 △△部△△課 △△ T <sub>EL</sub> 011-999-9999 )					
*		札幌市福祉 <i>①</i>	まちづくり条例に基づく整備基準に適合している 受付印					
協		ことを確認し	ましたので通知します。なお、工事完了後速やか					
議の		に工事完了届	(写真添付)を提出して下さい。					
結果		札幌市福祉 <i>の</i>	まちづくり条例に基づく整備基準に適合していな					
		いので、不適	i合箇所について、必要な措置を講ずるよう努めて 平成 年 月 日					
		下さい。	通知第    号					

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	

※ この欄は記入しないでください。

# 整備基準チェックリスト

記入方法

記 入 例

- ○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容 等を記入してください。
- ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

 設 計	内 容		適合状況
 (全駐車台数)	50	台	<b>分·</b> 否
(内、車いす使用者	用施設数)	1台	

整備項目	整備基準	設 計 内 容	適合状況
外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	① 100台以下は1台以上、100台超は1/100以上設置	(全駐車台数) 台 (車いす使用者用) 台	合・召
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・酒
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・召
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合•
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示)     有 · 無       (誘導)     有 · 無	合•
(4) (2) ③の経路上の構造	① 段を設けない(傾斜路併設時を除く)	(段の有無) 有 ・ 無 (傾斜路) 有 ・ 無	合•
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合•
	② 幅180cm以上 (出入口90cm以上)	(幅員) cm	合•
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 · 無 (ふたの目幅) cm	合・
段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合•
	⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・召
	⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	<ul><li>(講じた措置)</li><li>(立ち上がり) cm</li></ul>	合•
	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合•
傾斜路	<ul><li>⑨ 傾斜(こう配&gt;1/12 又は高さ&gt;16 cmでかつこう配&gt;1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造</li></ul>	(傾斜) 有 ・ 無 (こう配) / (高さ) cm (講じた措置)	合•

整備項目	整備基準	設計 内容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm	合•否
		(段併設) 有・無	
	① こう配 1/20 以下(消融雪装置設置の場合は 1/12 以	(こう配) /	合・否
	下)	(C) FIL) /	пп
	⑩ 高さ50 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm	合・否
		(踏幅) cm	н н
	13 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
	④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差	(路幅) cm	合•否
	部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(路幅) cm	
	⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)	合・否
		(立ち上がり) cm	

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設 計 内 容	代替措置等

記載 例

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合 · 否	

※ この欄は記入しないでください。

# 整備基準チェックリスト

記入方法

○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容 等を記入してください。

○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記 入 例

 設 計	内 容		適合状況
(全駐車台数)	50	台	<b>分·</b> 否
(内、車いす使用者	用施設数)	1台	

整備項目	整備基準	設計 内容	適合状況
外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	① 100 台以下は1台以上、100台超は1/100以上設置	(全駐車台数)     52台       (車いす使用者用)     2台	合・酒
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上	(幅) 350 cm (奥行き) 600 cm	合・春
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置) 表示板の設置 (高さ1.5m)	合•
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示)     有・無       (誘導)     有・無	合•
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない(傾斜路併設時を除く)	(段の有無) 有 · 無 (傾斜路) 有 · 無	合•
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材) アスファル・舗装	合•
	② 幅 180cm以上 (出入口 90cm以上)	(幅員) 180 cm (出入口 90cm)	合•
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・
段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり)     有・無       (講じた措置)	合•
	⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・召
	⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合•
	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・路面・踊場の幅	(講じた措置)	合•
傾斜路	<ul><li>⑨ 傾斜(こう配&gt;1/12 又は高さ&gt;16 cmでかつこう配&gt;1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しな</li></ul>	(傾斜) 有 ・ 無 (こう配) / (高さ) cm (講じた措置)	合•

整備項目	整備基準	設計 内容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(內法幅) CB (段併設) 有 無	合・否
	<ul><li>① こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)</li></ul>	(こう配) /	合·否
	⑫ 高さ50 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm	合•否
		(踏幅) cm	пп
	13 傾斜の前後の水平部分と識別しますい色	(講じた措置)	合・否
	④ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差 部に踏幅 150cm 以上の水平部分	( <b>踏幅</b> ) cm	合•否
	⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置)	合・否
		(立ち上がり) cm	

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設 計 内 容	代替措置等

正

### 工事完了届出書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

札幌市福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共	<b>共的</b> 旅	1 設	の名称								
公共	的施	設 0	の所在地								
工	事	の	種 別								
エ:	事 完	了	年月日								
通知年月日			月日				通知番号				
		,	住 所					•			
監	理 者		氏 名	(担当者				Tel			)
		,	住 所								
施	工者	,	氏 名	(担当者				Tel			)
*	部	長	課長	係 長	係	検 査 糸	吉 果		受	付 印	
処						平成 年 月	日				
理						□ 整備基準に	適合				
欄	部	長	課長	係 長	係	□ 指導・助言	•				
11限						□勧告					

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

### 工事完了届出書

年 月 日

札幌市長

住 所

協議者

氏 名

札幌市福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、 次のとおり届け出ます。

-							
公共的加	施設の名称						
公共的施	設の所在地						
工事	の 種 別						
工事完	了年月日						
通知	年 月 日		通知番号				
	住 所			•			
監 理 者	氏 名	(担当者		Tel			)
	住 所						
施工者	氏 名	(担当者		Tel			)
* □	合格				受 付	印	
協議の結果	不合格(不合	*格箇所は次のとおり)					

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

## 記 載 例

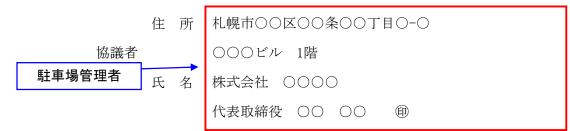
様式11

正

#### 工事完了届出書

年 月 日

札幌市長



札幌市福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、 次のとおり届け出ます。

公員	<b>共的</b>	包 設	のタ	3 称	0	) () <i>(</i>	ペーキング	•						
公乡	<b>上</b> 的施	設 0	り所で	生地	ᡮŶ	札幌市○○区○○条○○丁目○-○								
工	事	Ø)	種	別	新	設		+	新設	or 茤	更			
エ	事 完	了	年 月	日	平月	成23 <sup>左</sup>	F6月9日							
通	知	年	月	日	平月	成23 <sup>左</sup>	F4月27日		通知	番号	机	総交貨	第〇〇〇分	<u> </u>
		,	住 月	折	ᡮŶ	滉市/		条△△丁目△-		\ビル	5階	様式9	右下に記	7載
監	理 者		氏 /	<b>∀</b>	株芸	式会社	$t \triangle \triangle \triangle$	△ 代表取約	帝役 △△	$\triangle \triangle$	7 (	印		
駐車	場管理				r 施コ	者	△△部△	△課 △△			Tel	011-9	999-9999	)
		,	住 月	折	ᡮĹ巾	滉市∠		条△△丁目△-		\ビル	5階			
施	工者		氏 纟	名	株	式会社	$t \triangle \triangle \triangle$	△ 代表取約	帝役 △△	$\triangle \triangle$	7 (	印		
				П	(担	当者	△△部△	△課 △△			Tel	011-9	999-9999	)
*	部	長	課	長	係	長	係	検査	結 果			受	付 印	
処								平成 年	月 日					
理								□ 整備基準	<b>単に適合</b>					
欄	部	長	課	長	係	長	係	□ 指導・即	功言					
1 作								□勧告						

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

# 記載例(正と同じ)

(路外駐車場用) 様式11

副

#### 工事完了届出書

年 月 日

札幌市長

住 所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇

協議者 ○○○ビル 1階

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

札幌市福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、 次のとおり届け出ます。

公共	<b>长的</b> 施	西設の名称	○○○パーキング					
公共	的施	設の所在地	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇-〇					
エ	事	の種別	新設					
工具	事 完	了年月日	平成23年6月9日					
通	知	年 月 日	平成23年4月27日 通知番号 札総交第〇〇〇号					
		住 所	札幌市△△区△△条△△丁目△-△ △△△ビル 5階					
監理	里者	П. <i>Б</i>	株式会社 △△△△ 代表取締役 △△ △△ ⑩					
		氏 名	(担当者 △△部△△課 △△ T <sub>EL</sub> 011-999-9999 )					
		住 所	札幌市△△区△△条△△丁目△-△ △△△ビル 5階					
施工者		氏 名	株式会社 △△△△ 代表取締役 △△ △△ ⑩					
		1, 1	(担当者 △△部△△課 △△ T <sub>EL</sub> 011-999-9999 )					
*		合格	受 付 印					
協議の結果		不合格(不合	格箇所は次のとおり)					

備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。

### 工事完了届出書に添付する整備基準への適合状況が確認できる写真の提出書類(例)

- 写真撮影箇所を明示した図面。
- 写真は、A4の大きさに2枚添付(上段・下段)。写真は次の項目などを確認できるものを撮影。
  - ・ 車いす使用者用駐車マスの設置場所や台数(全景)
  - ・ 車いす使用者用駐車マスであることの表示
  - ・ 車いす使用者用駐車マスの大きさ(幅・奥行)であることの表示 (メジャー等で計測している状況(全景))+(目盛りが読める(拡大))
  - 移動等円滑化経路(歩行者用通路)の設置場所(全景)
  - ・ 移動等円滑化経路(歩行者用通路)の出入口の幅 (メジャー等で計測している状況(全景))+(目盛りが読める(拡大))
  - ・ 移動等円滑化経路(歩行者用通路)の通路口の幅 (メジャー等で計測している状況(全景))+(目盛りが読める(拡大))
  - 傾斜路(スロープ)の状況(傾斜路が必要な場合)

## 特殊装置設置計画書

年 月 日

札幌市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称					
2. 駐車場の位置					
3. 特殊装置の名称等					
4. 特殊装置の認定番号					
5. 特殊装置の認定の有効期限	年	月	日		
6. 特殊装置の設置予定日	年	月	日		

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。 複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

様式12

## 記 載 例

## 特殊装置設置計画書

年 月 日

札幌市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇

○○○ビル ○階

株式会社 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

設置する特殊装置の認定書 に基づき記載

1. 駐車場の名称	○○○パーキング
2. 駐車場の位置	札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇
3. 特殊装置の名称等	00000
4. 特殊装置の認定番号	第〇〇〇号
5. 特殊装置の認定の有効期限	平成○○年○○月○○日
6. 特殊装置の設置予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

注意)設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。 複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

